

○林業関係事業補助金交付要綱

制定	昭和	55年	1月	11日	告示第	16号	平成	17年	12月	27日	告示第	1417号	
改正	昭和	55年	11月	11日	告示第	946号	平成	18年	9月	29日	告示第	919号	
	昭和	56年	12月	18日	告示第	1107号	平成	19年	11月	26日	告示第	1025号	
	昭和	57年	10月	22日	告示第	1018号	平成	21年	12月	1日	告示第	935号	
	昭和	58年	10月	21日	告示第	909号	平成	22年	7月	23日	告示第	542号	
	昭和	60年	3月	5日	告示第	209号	平成	23年	9月	30日	告示第	730号	
	昭和	60年	11月	19日	告示第	1071号	平成	24年	1月	20日	告示第	36号	
	昭和	61年	8月	26日	告示第	774号	平成	24年	3月	30日	告示第	368号	
	昭和	61年	12月	9日	告示第	1086号	平成	24年	8月	24日	告示第	721号	
	昭和	63年	3月	11日	告示第	220号	平成	25年	3月	29日	告示第	348号	
	昭和	63年	10月	21日	告示第	1034号	の3	平成	25年	5月	17日	告示第	505号
	平成	元年	5月	23日	告示第	491号	平成	26年	7月	4日	告示第	545号	
	平成	元年	11月	28日	告示第	1117号	平成	27年	4月	7日	告示第	373号	
	平成	2年	7月	27日	告示第	676号	平成	27年	8月	10日	告示第	672号	
	平成	3年	12月	6日	告示第	1031号	平成	28年	3月	8日	告示第	281号	
	平成	4年	3月	31日	告示第	335号	平成	28年	6月	17日	告示第	696号	
	平成	4年	11月	13日	告示第	1006号	平成	29年	7月	4日	告示第	550号	
	平成	5年	3月	2日	告示第	197号	平成	30年	3月	30日	告示第	235号	
	平成	5年	12月	21日	告示第	1067号	平成	30年	6月	15日	告示第	462号	
	平成	6年	11月	8日	告示第	822号	平成	30年	9月	11日	告示第	615号	
	平成	7年	10月	11日	告示第	750号	平成	31年	3月	29日	告示第	263号	
	平成	8年	11月	1日	告示第	929号	令和	元年	7月	1日	告示第	125号	
	平成	10年	3月	6日	告示第	237号	令和	元年	11月	29日	告示第	407号	の2
	平成	10年	12月	18日	告示第	1055号	令和	2年	3月	31日	告示第	289号	
	平成	11年	4月	6日	告示第	358号	令和	2年	6月	12日	告示第	434号	
	平成	11年	12月	24日	告示第	1030号	令和	3年	3月	31日	告示第	366号	
	平成	12年	8月	1日	告示第	664号	令和	4年	3月	8日	告示第	160号	の7
	平成	12年	10月	31日	告示第	875号	令和	4年	3月	31日	告示第	278号	
	平成	13年	7月	10日	告示第	646号	令和	4年	7月	22日	告示第	532号	の7
	平成	14年	6月	7日	告示第	530号	令和	4年	10月	24日	告示第	705号	
	平成	14年	9月	3日	告示第	752号	令和	5年	3月	28日	告示第	209号	の2
	平成	14年	11月	5日	告示第	917号	令和	5年	6月	20日	告示第	399号	
	平成	15年	3月	4日	告示第	210号	令和	6年	1月	16日	告示第	35号	
	平成	15年	7月	22日	告示第	706号	令和	6年	3月	29日	告示第	264号	
	平成	15年	11月	7日	告示第	999号	令和	7年	3月	11日	告示第	160号	
	平成	16年	2月	10日	告示第	125号	令和	7年	4月	1日	告示第	270号	
	平成	16年	12月	3日	告示第	1145号	令和	8年	3月	27日	告示第	165号	
							令和	8年	3月	31日	告示第	253号	の12

林業関係事業補助金交付要綱

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和35年静岡県告示第800号）の全部を改正する。

第1 趣旨

知事は、林業の振興及び森林の公益機能の活用等を図るため、林業関係事業を実施する市町及び林業関係団体等並びに当該事業を実施する林業関係団体等に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要綱において「林業関係事業」とは、別表の事業の欄に掲げる事業をいう。
- 2 この要綱において「林業関係団体等」とは、森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会その他知事が適当と認めたものをいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材等搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）
- ウ 収支予算書（造林に係る事業を除く。）（様式第3号）
- エ 資金状況調（造林に係る事業を除く。）（様式第8号）
- オ 成績書（造林に係る事業に限る。）
- カ その他林業関係事業の施行地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）が必要とする書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速

やかに農林事務所長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに購入価格50万円以上の機械及び器具については、農林事務所長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 農林事務所長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 市町の長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において(1)から(4)中「農林事務所長」とあるのは「市町の長」と、(4)中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (8) 市町の長が(1)、(3)若しくは(4)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならないこと。
- (9) (7)により市町の長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更をいう。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第4号)

イ 事業変更計画書(様式第2号)

第8 状況報告

(1) 提出書類 1部

事業遂行状況報告書(様式第5号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書(様式第6号)

イ 事業実績書(様式第2号)

ウ 収支決算書(様式第3号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで。ただし、農林事務所長が別に日を指定したときは、その日までとする。

(3) 造林に係る事業の特例

(1)及び(2)にかかわらず、造林に係る事業にあつては、交付の申請をもつて実績報告にかえるものとする。

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後30日以内

第11 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書(様式第7号)

イ 資金状況調(様式第8号)

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たつて、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになつた場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により速やか

に農林事務所長に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町の長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町の長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「農林事務所長」とあるのは「市町の長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

第13 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長に提出するものとする。

第14 読替規定

林業青年団体育成事業及び製材JAS認証取得支援事業にあつては、第4の(1)の(カ)の事項中「林業関係事業の施行地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第5の(1)から(4)まで、(7)及び(8)の事項、第12の(3)の事項並びに第13中「農林事務所長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示施行の際従前の規定及び様式により知事に対してなされた申請その他の手続は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。
- 3 この告示施行の際従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、調整して使用できるものとする。

附 則（昭和55年11月11日告示第946号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和56年12月18日告示第1107号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和57年10月22日告示第1018号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和58年10月21日告示第909号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和60年3月5日告示第209号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和60年11月19日告示第1071号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和61年8月26日告示第774号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和61年12月9日告示第1086号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和63年3月11日告示第220号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（昭和63年10月21日告示第1034号の3）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成元年5月23日告示第491号）

この告示は、公示の日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成元年11月28日告示第1117号）

この告示は、公示の日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年7月27日告示第676号）

この告示は、公示の日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年12月6日告示第1031号）

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年3月31日告示第335号）

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年11月13日告示第1006号）

この告示は、公示の日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年3月2日告示第197号）

この告示は、公示の日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年12月21日告示第1067号）

この告示は、公示の日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成6年11月8日告示第822号）

この告示は、公示の日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則（平成7年10月11日告示第750号）

この告示は、公示の日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則（平成8年11月1日告示第929号）

この告示は、公示の日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則（平成10年3月6日告示第237号）

この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則（平成10年12月18日告示第1055号）

この告示は、公示の日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則（平成11年4月6日告示第358号）

この告示は、公示の日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則（平成11年12月24日告示第1030号）

この告示は、公示の日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年8月1日告示第664号）

この告示は、公示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年10月31日告示第875号）

この告示は、公示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則（平成13年7月10日告示第646号）

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則（平成14年6月7日告示第530号）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成14年9月3日告示第752号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成14年11月5日告示第917号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年3月4日告示第210号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年7月22日告示第706号）

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年11月7日告示第999号）

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（平成16年2月10日告示第125号）

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（平成16年12月3日告示第1145号）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成17年12月27日告示第1417号）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林

業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成18年9月29日告示第919号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により取り扱ったもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）は、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に旧要綱の規定により交付の決定を受けた補助金（松くい虫等防除事業に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成19年11月26日告示第1025号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により取り扱ったもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）は、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に旧要綱の規定により交付の決定を受けた補助金（県民と森林を結ぶ協働推進事業に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月1日告示第935号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成22年7月23日告示第542号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成23年9月30日告示第730号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成24年1月20日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第368号）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成24年8月24日告示第721号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成25年3月29日告示第348号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年5月17日告示第505号）

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年7月4日告示第545号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年4月7日告示第373号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年8月10日告示第672号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月8日告示第281号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年6月17日告示第696号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年7月4日告示第550号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月30日告示第235号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年6月15日告示第462号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年9月11日告示第615号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第263号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年11月29日告示第407号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和2年3月31日告示第289号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年6月12日告示第434号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第366号の7）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月8日告示第160号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第278号の7）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月22日告示第532号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和4年10月24日告示第705号の2）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年3月28日告示第209号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年6月20日告示第399号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年1月16日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第264号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年3月11日告示第160号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行の際現に改正前の様式第7号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和7年4月1日告示第270号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則（令和8年3月27日告示第165号）

この告示は、令和8年3月27日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則（令和8年3月31日告示第253号の12）

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 森林環境保全直接支援事業	<p>1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。))において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)、森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。第10条の10第2項に規定する要間伐森林に係る旧森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し旧森林法第10条の11の4第1項(旧森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する知事の裁定を受けた者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 市町、森林所有者、森林組合等(森林組合、生産森林組合、森林組</p>	<p>1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 保育間伐 9 間伐 10 更新伐 11 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 (4) 荒廃竹林整備 12 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4(人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内)</p>		

	<p>合連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの)をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。)第11条第7号に規定する者をいう。以下同じ。)、森林所有者の団体(施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。))が事業細目の欄に掲げる1から7まで、10及び11の事業を行うのに要する経費</p>				
<p>2 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成</p>	<p>1 市町(ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理</p>	<p>1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 除伐 7 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設</p>	<p>事業費の10分の4(人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内)ただし、市町及び森林整備法人等が行うものにあつては事業費の10分の5</p>		

<p>(2) 被害森林整備</p>	<p>権の設定を受けた森林に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人、森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>1 市町(ただし、自ら所有する森林で実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)が事業細</p>	<p>等整備</p> <p>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>(3) 林床保全整備</p> <p>(4) 荒廃竹林整備</p> <p>8 森林作業道整備</p> <p>1 人工造林</p> <p>2 樹下植栽等</p> <p>3 下刈り</p> <p>4 雪起こし</p> <p>5 倒木起こし</p> <p>6 枝打ち</p> <p>7 除伐</p> <p>8 保育間伐</p> <p>9 更新伐</p> <p>10 付帯施設等整備</p> <p>(1) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>(3) 林床保全整備</p> <p>(4) 荒廃竹林整備</p> <p>11 森林作業道整備</p> <p>12 森林保全再生整備</p> <p>(1) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(2) 鳥獣の誘引捕獲</p>	<p>事業費の10分の4(人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内)</p>		
-------------------	---	--	---	--	--

<p>③ 重要インフラ施設周辺森林整備</p>	<p>目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>1 市町(ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者及び森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日13林整第885号)第1の2(3)に規定する重要インフラ施設の管理者(以下「重要インフラ施設管理者」という。)と協定を締結して実施する場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利法人等又は民間事業者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 保育間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 (4) 荒廃竹林整備 11 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4(人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内)ただし、市町及び森林整備法人等が行うものにあつては事業費の10分の5</p>		
<p>④ 林相転換特別対策(特定スギ人工林)</p>	<p>1 市町(自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林で実施する場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(ただし、</p>	<p>1 一貫作業(伐倒、搬出集積及び人工造林) 2 人工造林 3 下刈り 4 更新伐 5 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 6 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4(人工造林にあつては、事業費の10分の5以内)</p>		

<p>(i) 保全松林緊急保護整備</p>	<p>事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者(ただし、森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)及び民間事業者が森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第4項に規定する高度公益機能森林(以下「高度公益機能森林」という。)、同条第5項に規定する被害拡大防止森林(以下「被害拡大防止森林」という。)又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 保全松林健全化整備 衛生伐</p> <p>2 松林保護樹林帯造成</p> <p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の7</p>		
<p>3 林業専用道整備事業</p>	<p>市町及び森林組合等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 林業専用道の開設 2 作業ポイント整備 3 接続路整備</p>	<p>1 林業専用道の開設にあつては、事業費の10分の6.5以内(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む</p>	<p>事業費の変更</p>	<p>1 施行路線の位置又は車道幅員の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増加</p>

			<p>。)をいう。)以下同じ。)及び振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)で行うものにあつては、事業費の10分の7以内)</p> <p>2 作業ポイント整備及び接続路整備にあつては、事業費の10分の6以内</p>		
4 森林空間総合整備事業	市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	<p>1 森林環境教育促進整備</p> <p>(1) 全体計画調査</p> <p>(2) 共生環境整備</p> <p>(3) 付帯施設整備</p> <p>(4) 林内歩道等整備</p> <p>(5) 用地等取得</p> <p>2 森林健康促進整備</p> <p>(1) 全体計画調査</p> <p>(2) 共生環境整備</p> <p>(3) 付帯施設整備</p> <p>(4) 林内歩道等整備</p> <p>(5) 用地等取得</p> <p>3 里山林機能強化整備</p> <p>(1) 全体計画調査</p> <p>(2) 共生環境整備</p> <p>(3) 付帯施設整備</p> <p>(4) 林内歩道等整備</p> <p>(5) 用地等取得</p>	事業費の10分の7。ただし、用地等取得にあつては、事業費の10分の4		
5 絆の森整備事業	<p>1 市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林組合等が事業細目の欄に掲げる2の(1)から(3)までの事業を行うのに要する経費</p> <p>3 特定非営利活動法人等が事業細目の欄に掲げる1の(2)から(4)まで及び2の(1)から(3)までの事業を行うのに要する経費</p> <p>4 森林経営計画等(森林経営計画及び森林施業計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者(森林組合その他の林業事業体を除</p>	<p>1 市民参加型森林整備</p> <p>(1) 全体計画調査</p> <p>(2) 共生環境整備</p> <p>(3) 付帯施設整備</p> <p>(4) 林内歩道等整備</p> <p>(5) 用地等取得</p> <p>2 野生生物共生林整備</p> <p>(1) 共生環境整備</p> <p>(2) 付帯施設整備</p> <p>(3) 林内歩道等整備</p> <p>(4) 用地等取得</p>	事業費の10分の7。ただし、用地等取得にあつては、事業費の10分の4		

	く。)又は市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業細目の欄に掲げる1の(2)から(4)までの事業を行うのに要する経費 5 森林所有者、森林整備法人、森林所有者の団体及び森林経営計画等の認定を受けた者が事業細目の欄に掲げる2の(1)から(3)までの事業を行うのに要する経費				
6 特定森林造成事業	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	花粉発生源対策促進事業 (1) 花粉発生源植替え (2) 付帯施設等整備 ア 林木被害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 荒廃竹林整備 (3) 森林作業道整備	事業費の10分の4		
7 育成林整備事業	市町及び森林組合等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 林道整備 (1) 森林管理道開設 (2) 林業専用道開設 (3) 森林施業道開設 2 作業ポイント整備 3 接続路整備 4 機能回復	1 林道整備について (1) 森林造成林道に係るものにあつては、事業費の10分の7以内(森林組合等が過疎地域及び振興山村で行うものにあつては、事業費の10分の7.5以内) (2) 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等	事業費の変更	林道整備について 1 施行路線の位置又は車道幅員の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増加

			<p>により連絡する林道をいう。以下同じ。)のうち、幹線林道に係るものにあつては、事業費の10分の7以内(森林組合等が行うものにあつては、事業費の3分の2.6以内)、その他の林道に係るものにあつては、事業費の10分の7以内</p> <p>(3) 森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道に係るものにあつては、事業費の10分の6.5以内(過疎地域及び振興山村で行うものにあつては、事業費の10分の7以内)</p> <p>2 作業ポイント整備及び接続路整備にあつては、事業費の10分の6以内(過疎地域及び振興山村で行うものにあつては、事業費の10分の6.5以内)</p> <p>3 機能回復のうち林業生産基盤整備道又は林業専用道に係るものにあつては事業費の10分の5、山村強靱化林道に係るものにあつては事業費の10分の3</p>		
8 林道改良事業	市町及び森林組合等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	<p>1 橋りょう改良</p> <p>2 局部改良</p> <p>3 作業ポイント</p> <p>4 接続路</p> <p>5 雪害防止</p> <p>6 ずい道改良</p> <p>7 幅員拡張</p> <p>8 のり面保全</p> <p>9 山火事防止</p> <p>10 ふれあい施設</p> <p>11 交通安全施設</p> <p>12 災害避難施設</p> <p>13 林道情報伝達施設</p> <p>14 自然共生施設</p> <p>15 舗装</p>	<p>1 舗装以外の事業にあつては、事業費の10分の4.5以内(幹線林道に係るものにあつては、事業費の10分の6.5以内)</p> <p>2 舗装にあつては、事業費の3分の1.3以内(幹線林道に係るものにあつては、事業費の10分の6以内)</p>	<p>1 舗装以外の事業にあつては、施行箇所ごとの事業費の変更</p> <p>2 舗装にあつては、事業費の変更</p>	<p>1 舗装以外の事業について</p> <p>(1) 施行位置、事業の種類、構造又は車道幅員の変更</p> <p>(2) 施行箇所ごとの施行延長の30パーセントを超える減少</p> <p>2 舗装について</p> <p>(1) 施行路線の位置の変更</p> <p>(2) 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超え</p>

					る増加
9 林道点検 診断・保全 整備事業	市町及び森林組合 等が事業細目の欄 に掲げる事業を行 うのに要する経費	林道点検診断・保 全整備	事業費の10分の6.5以 内	事業費の変更	30パーセントを 超える施工箇所 の減少
10 フォレス ト・コミュ ニティ総合 整備事業	1 市町及び森林 組合等が事業細 目の欄に掲げる 事業を行うのに 要する経費 2 林業者等の組 織する団体(林業 者が原則として その構成員の過 半を占めている 団体又は林業者 がその資本金(基 本財産を含む。)の 過半を出資し、 又は拠出してい る団体であつて、 当該団体の目的、 運営方針及び運 営資金の調達方 法が事業の実施 主体として適当 であると林野庁 長官が認めるも のをいう。以下同 じ。)が事業細目 の欄に掲げる2 及び3の事業を 行うのに要する 経費	1 林道整備 (1) 森林基幹道開設 (2) 森林基幹道改良 (3) 森林基幹道舗装 2 林業施設用地整備 3 作業ポイント整備	1 森林基幹道開設に あつては、事業費の10 分の7以内(森林組合 等が行う森林基幹道 開設にあつては、事業 費の10分の8.5以内) 2 森林基幹道改良に あつては、事業費の10 分の6.5以内 3 森林基幹道舗装に あつては、事業費の10 分の6以内 4 林業施設用地整備 及び作業ポイント整 備にあつては、事業費 の10分の6.5以内	事業費の変更	1 森林基幹道 舗装以外の事 業について (1) 施行路線 の位置又は 車道幅員の 変更 (2) 施行延長 の30パーセ ントを超える 減少又は 事業費単価 の30パーセ ントを超える 増加 2 森林基幹道 舗装について (1) 施行路線 の位置の変 更 (2) 施行延長 の30パーセ ントを超える 減少又は 事業費単価 の30パーセ ントを超える 増加
11 道整備交 付金	市町が事業細目の 欄に掲げる事業を 行うのに要する経 費	地域再生計画(地域再 生法(平成17年法律第 24号)に基づき県及び 市町が作成し、認定さ れた計画をいう。)に記 載された次に掲げる林 道整備事業 1 森林管理道開設 2 林道改良 3 林道舗装 4 林道点検診断・保 全整備	1 森林管理道開設に あつては、事業費の10 分の6.5以内(過疎地域 及び振興山村で行 うものにあつては、事業 費の10分の7以内) 2 林道改良にあつて は、事業費の10分の 4.5以内(幹線林道に係 るものにあつては、事 業費の10分の6.5以 内) 3 林道舗装にあつて は、事業費の3分の1.3 以内(幹線林道に係 るものにあつては、事 業費の10分の6以内) 4 林道点検診断・保 全整備にあつては、事業 費の10分の6.5以内	事業費の変更	1 林道点検診 断・保全整備 以外の事業に ついて (1) 施行路線の 位置又は車道幅 員の変更 (2) 施行延長の 30パーセント を超える増減 2 林道点検診 断・保全整備 について 30パーセント を超える施工 箇所の減少
12 県単独林 道事業	1 市町及び森林 組合が事業細目 の欄に掲げる事 業を行うのに要 する経費	1 林道開設事業	過疎地域、振興山村、新 山村づくりプログラム 策定事業及び山村振興 地方連絡会活動事業実 施要領(昭和52年6月15	事業費の変更	1 施行路線の 位置又は車道 幅員の変更 2 施行延長の 30パーセント

			<p>日付け農政第367号農業水産部長通知)による新山村づくりプログラム策定地域(以下「新山村づくりプログラム策定地域」という。)及び林野率85パーセント以上で過疎地域又は振興山村と隣接している旧市町村単位の地域で行われるものについては、事業費の10分の5以内(間伐対策関連路線(間伐促進強化対策事業計画樹立市町において、林道利用区域内の間伐対象林分の占める割合がおおむね30パーセント以上あり、事業完了後3年以内におおむね50パーセント以上及び5年以内におおむね80パーセント以上の間伐が見込める路線、以下同じ。)にあつては、事業費の10分の6以内)、その他の地域で行うものについては、事業費の10分の4以内(間伐対策関連路線にあつては、事業費の10分の5以内)</p>		<p>を超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増を伴う工事内容の変更</p>
		2 林道改良事業	<p>過疎地域、振興山村及び林野率85パーセント以上で過疎地域又は振興山村と隣接している旧市町村単位で行われるものについては、事業費の10分の4以内、その他の地域で行われるものについては、事業費の3分の1以内</p>	事業費の変更	<p>1 施行路線の位置又は車道幅員の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増を伴う工事内容の変更</p>
		3 林道舗装事業	<p>過疎地域、振興山村及び林野率85パーセント以上で過疎地域又は振興山村と隣接している旧市町村単位で行われるものについては、事業費の10分の4以内、その他の地域で行われるものについては、事業費の3分の1以内</p>	事業費の変更	<p>1 施行路線の位置又は車道幅員の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増を伴う工事内容の変更</p>

	2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する認定事業主（以下「認定事業主」という。）及び林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	4 森林作業道開設事業 (1) 高規格作業道 (2) 中規格作業道	事業費の10分の10以内とし、施行延長1メートル当たり高規格作業道にあつては25,000円、中規格作業道にあつては14,000円を限度とする。	事業費の変更	1 施行路線の位置の変更 2 施行延長の30パーセントを超える減少又は事業費単価の30パーセントを超える増を伴う工事内容の変更 3 施行延長1メートル当たりの事業費の増を伴う工事内容の変更であつて、当該事業費が高規格作業道にあつては25,000円、中規格作業道にあつては14,000円を超えるもの
13 林道施設 災害関連事業	市町及び森林組合が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	災害関連事業	奥地林道に係るものにあつては、事業費の10分の5.5（森林組合施行に係るものにあつては、事業費の10分の6）、その他林道に係るものにあつては、事業費の10分の5。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に定める事業の補助率にあつては、通常の補助率に同条第2項により算出された額を当該事業に要する経費で除して得た割合を加えて得た率とする。	事業費の変更	1 施行延長の変更 2 林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和34年7月30日付け34林野指第5683号林野庁長官通知）に定める査定的主旨に相違すると認められるものの変更
14 林道施設 災害復旧事業 (1) 林道施設災害復旧事業	市町及び森林組合が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	災害復旧事業	奥地林道に係るものにあつては、事業費の10分の6.5、その他林道に係るものにあつては、事業費の10分の5。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条第1項に定める事業の補助率にあつては、通常の補助率に同条第2項により算出された額を当該事業に要する経費で除して得た割合を加えて得た率とする。	事業費の変更	1 施行延長の変更 2 林道施設災害復旧事業取扱要領に定める査定の主旨に相違すると認められるものの変更

(2) 林道施設災害復旧事業査定設計委託事業	市町及び森林組合が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	林道施設災害復旧事業(激甚災害)査定設計委託事業	事業費の2分の1	事業費の変更	事業箇所の変更
15 県単独森林病害虫獣総合対策事業	1 市町が高度公益機能森林(知事が指定する高度公益機能森林に準ずる森林を含む。以下この項において同じ。)及び被害拡大防止森林(知事が指定する被害拡大防止森林に準ずる森林を含む。)又は高度公益機能森林の周辺(概ね2キロメートルの範囲内)の農地等において事業細目の欄に掲げる1の(1)及び(2)の事業を行うのに要する経費 2 市町が事業細目の欄に掲げる1の(3)の事業を行うのに要する経費 3 森林所有者等が事業細目の欄に掲げる1の(3)の事業を行うのに要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 4 市町が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費	1 松くい虫防除事業 (1) 被害木駆除事業 ア 伐倒駆除(くん蒸) イ 特別伐倒(破砕)駆除 (2) 感染源伐倒促進事業 (3) 被害予防事業 予防剤注入 2 森林病害虫等防除事業	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費にあつては、事業費の2分の1以内 2 経費の欄に掲げる3の経費にあつては、事業費の2分の1以内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内 3 経費の欄に掲げる4の経費にあつては、事業費の4分の3	事業費の増額又は30パーセントを超える減額	事業量の30パーセントを超える減少
16 林地崩壊対策事業	市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 林地崩壊防止事業 2 災害関連山地災害危険地区対策事業	事業費の10分の7.5以内 事業費の10分の7以内(人家半壊以上の被害の発生又は公共施設に関連する箇所に係るものにあつては事業費の10分の7.5以内、人家半壊以上の被害が発生し、かつ、公共施設に関連する箇所に係るものにあつては事業費の10分の7.75以内)	1 事業費の変更 2 施行箇所ごとの本工事費等の20パーセントを超える変更 3 機械器具費及び営繕費のそれぞれの20パーセントを超える増額	施行箇所の変更
17 県単独治山事業	市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	補助治山事業	事業費の10分の6以内(過疎地域、振興山村、新山村づくりプログラム策定地域及び林野率85パーセント以上で過	事業費の変更	施行箇所の変更

			疎地域又は振興山村と隣接している旧市町村単位の地域で行う事業にあつては、3分の2以内)		
18 治山施設 災害復旧事業	市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	林地荒廃防止施設災害復旧事業	事業費の10分の6.5	1 事業費の変更 2 施行箇所ごとの決定工事費の30パーセントを超え、かつ、100万円以上の変更	1 工種の新設 2 施行箇所ごとの工種別数量の20パーセントを超える変更
19 林業青年 団体育成事業	静岡県林業研究グループ連絡協議会が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	林業青年団体活動事業	事業費の2分の1以内	事業費の20パーセントを超える変更	
20 林業地域 活動推進事業	市町、静岡県林業研究グループ連絡協議会及び地区林業研究協議会が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	林業地域活動推進事業	事業費の2分の1	事業費の20パーセントを超える変更	事業細目の変更
21 しずおか 林業再生プロジェクト 推進事業	1 市町が事業細目の欄に掲げる1から4までの事業を行うのに要する経費 2 森林組合、知事が認定した協業体、認定事業主及び育成経営体が事業細目の欄に掲げる1から4までの事業を行うのに要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 3 森林所有者が事業細目の欄に掲げる1、2及び4の事業を行うのに要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1 間伐事業 3 齢級から18 齢級までの間伐 2 簡易作業路整備事業 間伐・枝打ちに必要な簡易な作業路の整備 3 林業機械導入事業 利用間伐の効率性向上に必要な高性能林業機械等の導入 4 植栽支援事業 獣害被害地への植栽支援	1 経費の欄に掲げる1の経費にあつては、事業費の3分の1以内（林業機械導入事業に係る補助額は、機械1台当たり1,000万円を限度とする。）。 ただし、経費の欄に掲げる1の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。 2 経費の欄に掲げる2の経費にあつては、事業費の3分の1以内（林業機械導入事業に係る補助額は、機械1台当たり1,000万円を限度とする。）で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。 ただし、経費の欄に掲げる2の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。 3 経費の欄に掲げる3の経費にあつては、事業費の3分の	事業費の30パーセントを超える変更	事業細目ごとに事業量の30パーセントを超える変更

			1以内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。 ただし、経費の欄に掲げる3の経費のうち、事業細目の欄に掲げる4の事業に係るものにあつては、知事が別に定める金額以内とする。		
22 間伐材等搬出奨励事業	森林組合、知事が認定した協業体、認定事業主、育成経営体及び森林経営計画策定者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 間伐材の搬出 間伐を実施した森林において、道路までの搬出距離が20メートル以上ある間伐材の搬出を行い、かつ、原木市場等へ搬送する事業（他の県費補助金の助成を受けたものを除く。） 2 木材チップ用材の搬出 人工造林を伴う主伐を実施した森林において、木材チップ用材の搬出を行い、かつ、木材チップの生産を行う事業所等へ搬送する事業（他の県費補助金の助成を受けたものを除く。）	搬出材積1立方メートル当たり2,000円以内		
23 カモシカ保護管理適正化事業	市町が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	カモシカ等生息密度調査	事業費の2分の1以内	事業費の30パーセントを超える変更	事業量の30パーセントを超える減少
24 次世代林業基盤づくり交付金事業 (1) 合板・製材生産性強化対策事業	1 市町、森林整備法人等及び選定経営体（合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）別表に規定する選定経営体をいう。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 間伐材生産 (1) 間伐材の生産 (2) 関連条件整備活動 2 路網整備 (1) 林業専用道（規格相当）整備 (2) 森林作業道整備 (3) 関連条件整備活動	知事が別に定める金額以内とする。	事業費の増額（補助金額の増額を伴うものに限る。）又は事業費の減額（30パーセントを超える補助金額の減額を伴うものに限る。）	1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更
(2) 次世代木材生産・供給システム	1 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動	1 伐倒・搬出 (1) 伐倒・搬出 (2) 関連条件整備活動	知事が別に定める金額以内とする。	事業費の増額（補助金額の増額を伴うものに限る。）又は事業費	1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更

<p>ム構築事業</p> <p>(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大</p>	<p>法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の木材安定供給確保事業に関する計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者その他知事が認める者であつて事業構想（次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）第3の事業構想をいう。）に係る事業主体であるものが事業細目の欄に掲げる1の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 市町、森林組合等、森林整備法人等、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者その他知事が認める者が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費</p> <p>市町、森林組合、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定</p>	<p>2 路網整備</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>(2) 森林作業道整備</p> <p>(3) 関連条件整備活動</p> <p>1 採種園等の造成・改良・機能向上</p> <p>2 採種園等管理技術者育成・確保</p>	<p>知事が別に定める金額以内とする。</p>	<p>の減額（30パーセントを超える補助金額の減額を伴うものに限る。）</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減</p>
---------------------------------------	--	--	-------------------------	---	---

<p>(4) 民間事業者による苗木増産の支援</p> <p>(5) 花粉の少ない森林への転換促進</p>	<p>増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。）その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>市町、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>林業経営体及び森林所有者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>コンテナ苗生産基盤施設等の整備</p> <p>花粉の少ない森林への転換活動</p>	<p>知事が別に定める金額以内とする。</p> <p>知事が別に定める金額以内とする。</p>		<p>1 事業細目の新設又は廃止</p> <p>2 施行箇所の変更</p> <p>事業細目の新設又は廃止</p>
<p>25 林業・木材産業成長産業化促進対策事業</p>	<p>1 市町、森林整備法人等及び選定経営体（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知）別表1に規定する選定経営体をいう。以下この項及び28の項において同じ。）が路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域又は森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域内において事業</p>	<p>1 間伐材生産</p> <p>2 路網整備・機能強化</p> <p>(1) 林業専用道（規格相当）整備</p> <p>(2) 森林作業道整備</p> <p>(3) 林道等の機能強化</p>	<p>1 間伐材生産にあつては、知事が別に定める金額以内とする。</p> <p>2 路網整備・機能強化(1)及び(2)にあつては、知事が別に定める金額以内とする。(3)にあつては、事業費の2分の1以内</p>	<p>事業費の増額又は30パーセントを超える減額</p>	<p>1 事業細目の新設又は廃止</p> <p>2 施行箇所の変更</p>

	<p>細目の欄に掲げる1及び2の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 林業種苗法第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる3の事業を行うのに要する経費</p> <p>3 林業経営体(認定事業主及び選定経営体を除く。)が事業細目の欄に掲げる4の事業を行うのに要する経費</p> <p>4 市町、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施する団体(林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官と協議して認めるものに限る。)が事業細目の欄に掲げる5の事業を行うのに要する経費</p> <p>5 新たに造林事業を開始する者が事業細目の欄に掲げる5の(i)の事業を行うのに要する経費</p>	<p>3 コンテナ苗生産基盤施設等の整備</p> <p>4 林業の多様な担い手の育成(労働安全の確保)</p> <p>5 林業経営体育成対策 (林業機械リース支援) (1) 林業機械導入(造林保育型) (2) 林業機械導入(素材生産型)</p>	<p>3 事業費の2分の1以内</p> <p>4 事業費の2分の1以内</p> <p>5 リース物件価格(消費税及び地方消費税を除く。以下この項において同じ。)にリース期間(事業実施主体がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除して得た数の小数第3位を四捨五入して得た数をいう。)を法定耐用年数で除して得た数を乗じて得た額とリース物件価格から残存価格(消費税及び地方消費税を除く。)を減じて得た額とを比較していずれか少ない額(以下この項において「事業費」という。)の3分の1以内(導入する機械が林業用四輪駆動ダンプトラックの場合にあつては、事業費の4分の1以内、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ又は林</p>	<p>事業費の増額又は30パーセントを超える減額</p>	<p>1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更</p> <p>事業細目の新設又は廃止</p> <p>事業細目の新設又は廃止</p>
--	---	--	--	------------------------------	--

			<p>業用資材運搬ドローンの場合にあつては、事業費の10分の4以内、新たに造林事業を開始する者が行う林業機械導入（造林保育型）及び森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27林政経第301号林野庁長官通知）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されているものであつて、年間5,000 m³以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m³以上の素材生産量を達成でき、かつ、静岡県経済産業ビジョンに記載されている木材生産の労働生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できるものを行う林業機械導入（素材生産型）にあつては、事業費の2分の1以内</p>		
26 製材JAS認証取得支援事業	<p>木材の加工又は流通を業として行う者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>製材の日本農林規格の認証取得</p>	<p>事業費の2分の1以内とし、85万円を限度とする。</p>		<p>認証に係る区分、品目及びタイプの変更</p>
27 FAOIプロジェクト推進事業	<p>1 市町、森林整備法人等、選定経営体及び森林所有者が事業細目の欄に掲げる1の事業を行うのに要する経費 2 森林組合等、認定事業主、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、民間事業者及び育成経営体が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 低コスト再造林対策 2 デジタル技術現場実装</p>	<p>1 知事が別に定める金額以内とする。 2 事業費の2分の1以内とし、15万円を限度とする。</p>	<p>事業費の増額又は30パーセントを超える減額</p>	<p>1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更</p>

28 林道施設 PCB廃棄物処理促進 対策事業	市町及び森林組合等 が事業細目の欄に掲 げる事業を行うのに 要する経費	林道施設の塗膜に含ま れるポリ塩化ビフェニ ル（PCB）の調査、 処理等	事業費の2分の1	事業費の30パー セントを超える 変更	
29 森林認証 推進総合対 策事業	森林組合等、認定事 業主、森林経営計画 策定者、民間事業者 及び育成経営体が 事業細目の欄に掲 げる1から2の事 業を行うのに要す る経費	1 集約化 2 基盤整備 (1) 高規格作業道整備 (2) 索道設置・撤去 (3) 接続道保護	1 集約化にあつては、 事業費の10分の10以 内とし、集約された森 林の所有者1人当 たり20,000円を限度と する。 2 基盤整備について (1) 高規格作業道整 備にあつては、事業 費の10分の10以内 とし、施行延長1メ ートル当たり 25,000円を限度と する。 (2) 索道設置・撤去に あつては、事業費の 10分の10以内とし、 索道設置は整備延 長1メートル当 たり1,900円、索道撤 去は整備延長1メ ートル当たり900円 を限度とする。 (3) 接続道保護にあ つては、事業費の10 分の10以内とし、1 箇所当たり50万円 を限度とする。	事業費の増額又 は30パーセント を超える減額	1 事業細目の新 設又は廃止 2 施行箇所の変 更

備考 経費の欄に掲げる「経費」には、事務雑費及び工事雑費を含まないものとする。

様式第1号(その1)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

林業関係事業補助金交付申請書(事業分)

(造林に係る事業を除く。)

第 年 月 日

農林事務所長 氏 名
(静岡県知事 氏 名) 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町の長氏名)

年度において、林業関係事業(事業分)を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金 額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金 額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 理 由

(3) 時 期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人(カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第1号（その2）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

林業関係事業補助金交付申請書（ 事業分）

（造林に係る事業に限る。）

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあつては、市町の長氏名）

年度において、林業関係事業（ 事業分）を実施したので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

事業名						
事業主体						
事業実施箇所						
箇所名 (路線名)						
経費の配分						
事業費	内 訳					
円	円	円	円	円	円	
100 %	%	%	%	%	%	
事業 (実績) の内容						
区分	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
				円	円	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで					
事業実施方法	直営・委託・請負・補助					
備考						

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

収支予算書 (収支決算書)

1 収入

区 分	予 算 額 (決 算 額)	算 出 基 礎	備 考
	円		
計			

2 支出

区 分	予 算 額 (決 算 額)	算 出 基 礎	備 考
	円		
計			

様式第4号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）
林業関係事業変更承認申請書（ 事業分）

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあつては、市町の長氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた林業関係事業
（ 事業分）の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。
なお、概算払についても変更承認されるよう併せて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

林業関係事業遂行状況報告書（ 事業分）

第 年 月 日
号

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあつては、市町の長氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた林業関係事業
（ 事業分）について、 年 月 日現在の事業遂行状況を別紙のと
おり報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

林業関係事業実績報告書（ 事業分）

第 号
年 月 日

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあつては、市町の長氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた林業関係事業
（ 事業分）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円 也

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定（決定）を受けた林業関係事業（ 事業分）の補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあつては、市町の長氏名）

（注） 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名
連絡先

様式第8号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

資 金 状 況 調 べ

区 分		月 別					計
		月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	
収 入							
	計						
支 出							
	計						
差 引 残 高							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第9号（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

農林事務所長 氏 名
（静岡県知事 氏 名） 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた林業関係事業
（ 事業分）の補助金に係る消費税仕入税額等が確定したので、次のとおり報告し
ます。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名